

職長(第一線監督者)安全衛生教育開催のご案内

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当支部の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第60条で、同法施行令第19条で定める業種については、事業者に対して『新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し』、安全衛生教育を実施するよう義務づけています。

職長や第一線監督者になられた皆さまに受講していただきますようご案内申し上げます。

☆ 職長等の教育を行うべき業種 ☆

1 建設業 2 製造業【ただし、次のイ～ニに掲げるものを除く。イ たばこ製造業 ロ 繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く) ハ 衣服その他の繊維製品製造業 ニ 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)】 3 電気業 4 ガス業 5 自動車整備業 6 機械修理業

記

1. 日 時 : 1日目 令和5年10月25日(水) 9:30～15:55
2日目 令和5年10月26日(木) 9:30～17:30
- 8 会 場 : 茨木市福祉文化会館2階202号室
(茨木市駅前4-7-55)
3. 内 容 : 労働安全衛生法第60条第1号～第3号
第1号:作業方法の決定および労働者の配置に関する事
第2号:労働者に対する指導または監督の方法に関する事
第3号:労働災害を防止するために必要な事項(労働省令で定めるもの)
4. 講習料金 : 会 員 14,080円【受講料13,200円(税込)、テキスト代880円(税込)】
非 会 員 15,180円【受講料14,300円(税込)、テキスト代880円(税込)】
5. 募集人数 : 30人
6. 申 込 み : 裏面の申込書に必要事項を記入しFAXしてください。
7. 支 払 い : 銀行振込み

※ 申し込み手続き終了後は、講習料金は返金できません。

(公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部
〒567-0881 茨木市上中条2-5-37 すばるビル301号
TEL:072-622-8487 FAX:072-621-5763
りそな銀行茨木西支店
講習料金振込先 口座番号 (普通)1135303
(公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部

令和 年 月 日

(公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部 宛
FAX:072-621-5763

職長(第一線監督者)安全衛生教育受講申込書

(令和5年10月25日、26日開催分)

事業所名			
所在地	〒		
TEL		FAX	
担当部署		担当者名	

受講番号 (記入不要)	ふりがな 受講者名	生年月日	現住所

※ テキストは受講当日、会場でお渡しします。

※ 下欄には記載しないでください。

受付日	受講資格	講習料金	受講票	備考